

都市計画山手台地区計画区域内における広告物の設置に関する要綱

〔平成28年1月25日〕
〔市長決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定により市が定めた山手台地区計画区域内地区整備計画における広告物の制限の例外となる広告物の設置基準を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と良好な居住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）および秋田市屋外広告物条例（平成8年条例第42号）の例による。

(適用区域)

第3条 この要綱は、都市計画山手台地区計画区域のうち、C地区（住民サービス施設地区）に適用する。

(設置基準)

第4条 1の事業者が前条に規定する区域に設置することができる広告物は自家用広告物に限るものとし、その区分、規格および表示又は設置の方法は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	規 格	表示又は設置の方法
壁面広告板	表示面積を30平方メートル以内（表示面を2以上有するものはその合計とする。）とし、屋上広告塔および屋上広告板がある場合は、それらと合わせて30平方メートル以内とすること。	同一壁面においては壁面面積の2分の1以下とすること。
	建築物の敷地面積が3,000平方メートル以上あるものについては、表示面積を45平方メートル以内（表示面を2以上有するものはその合計とする。）とし、屋上広告塔および屋上広告板がある場合は、それらと合わせて45平方メートル以内とすること。	同一壁面においては壁面面積の2分の1以下（最大表示面積は30平方メートル以内）とすること。
屋上広告塔 屋上広告板	表示面積を30平方メートル以内（表示面を2以上有するものはその合計とする。）とし、壁面広告板がある場合は、当該壁面広告板と合わせて30平方メートル以内とすること。 ただし、木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を20平方メートル以内（表示面を2以上有するものはその合計とする。）とし、壁面広告板がある場合は、当該壁面広告板と合わせて30平方メートル以内とすること。	建築物の屋根で勾配がある構造の屋上への設置に限る。また、当該建築物の高さを超えてはならない。

	<p>建築物の敷地面積が3,000平方メートル以上あるものについては、表示面積を45平方メートル以内とし、壁面広告板がある場合は、当該壁面広告板と合わせて45平方メートル以内とすること。</p> <p>ただし、木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を20平方メートル以内（表示面を2以上有するものはその合計とする。）とし、壁面広告板がある場合は、当該壁面広告板と合わせて45平方メートル以内とすること。</p>	
野立広告塔 野立広告板	表示面積を1面につき30平方メートル以内とし、高さを10メートル以下とすること。	設置数は、1の事業者当たり1基までとすること。ただし、駐車場への誘導案内板は含まない。
駐車場への 誘導案内板	表示面積は1面につき1平方メートル以内とすること。	設置数は、1の事業者当たり2基までとすること。